

ポリオワクチンの予防接種方法が変わります

平成24年9月1日からポリオワクチンの接種方法が、生ポリオワクチンの経口接種（口から飲む）から、不活化ポリオワクチンの皮下接種（皮下に注射）になります。

町としましても、国の方針に基づき、今年度予定しておりました平成24年9月3日(月)、12月3日(月)、平成25年3月4日(月)の生ポリオワクチンの集団接種は中止します。



ポリオについて

- ・ポリオは人から人へ感染します。乳幼児がかかることが多い病気です。ポリオウイルスに感染すると、手や足に麻痺があらわれることがあります。

不活化ポリオワクチンについて

- ①接種回数について
 - ・生ポリオワクチンは2回接種でしたが、不活化ポリオワクチンは4回の接種が必要となります。（初回接種として20日から56日までの間隔をおいて3回、また追加接種として初回終了後6カ月以上の間隔をおいて1回、合計4回）
- ②接種年齢について
 - ・標準的な初回接種の接種年齢は生後3カ月から12カ月です。
 - ・生後90月（7歳6カ月）に至る期間であれば、過去に生ポリオワクチンを2回接種していない方も、不活化ポリオワクチンの定期の予防接種を受けられます。
- ③接種方法について
 - ・委託医療機関での個別接種となります。接種を希望される方は直接予約のうえ接種してください。
 - ・委託医療機関については、保健センターまでお問い合わせください。
 - ・委託医療機関以外で接種をした場合は助成の対象となりませんので、事前に確認願います。
- ④予診票について
 - ・平成24年6月までに配布した、生ポリオワクチンの予診票をお持ちの保護者の方は、不活化ポリオワクチンの予診票と差し替えますので、母子健康手帳をお持ちのうえ、保健センターまでお越しください。
 - ・紛失等で生ポリオワクチンの予診票をお持ちでない保護者の方は、母子健康手帳を確認して予診票を交付いたしますので、母子健康手帳をお持ちのうえ、保健センターまでお越しください。
- ⑤接種を受ける際に持参するもの
 - ・予診票（保健センターで母子健康手帳を確認して交付します）
 - ・母子健康手帳
 - ・健康保険証など、氏名、生年月日、住所が確認できるもの

平成24年9月以降の接種回数について

ワクチンの接種	
ポリオワクチンを接種したことがない	不活化ポリオワクチンを合計4回接種してください。 →不活化ポリオワクチンは、初回接種3回+追加接種1回の合計4回の接種が必要です。
生ポリオワクチンを1回接種した	不活化ポリオワクチンをあと3回接種してください。 →生ポリオワクチンを1回接種されている方は、初回接種2回+追加接種1回の合計3回の不活化ポリオワクチンの接種が必要です。
不活化ポリオワクチンを1~3回接種した	不活化ポリオワクチンが合計4回となるよう残りの回数を接種してください。 →国内未承認の不活化ポリオワクチンの接種を開始されている方も、不足分を定期予防接種で受けることができます。
生ポリオワクチンを2回接種した	不活化ポリオワクチンを接種する必要ありません。 →生ポリオワクチンをすでに2回接種されている方は、さらに不活化ポリオワクチンを接種する必要はありません。

○平成24年9月1日の導入時点では、4回目の追加接種は定期接種対象外です。

お問い合わせ

健康福祉課 健康支援G（保健センター） ☎(84)1910